

【HP 掲載用】

子保第1482号
令和7年4月1日

市外保育園等 施設長 様

我孫子市長 星野 順一郎
(公印省略)

市外保育園等から我孫子市に対する子どものための教育・保育給付費等の請求
について (通知)

日頃より、本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
います。

さて、子ども・子育て支援法に基づく、市外保育園等の子どものための教育・保育
給付費等 (以下「給付費等」という。) の請求方法等について、次のとおり取り扱
いますので、関係職員への周知をお願いいたします。

1 支払い方法について

特段のご希望がない場合は、年度末の精算払いといたします。

年度末のお支払いの際は、本市にて給付費等の精算額を算出し、各園に請求書をメ
ールにて送付、園で金額をご確認いただき、本市よりお支払いを行う流れとなりま
す。

なお、年度末を待たず支払いを希望する場合は、各園で請求書を作成し、我孫子市
へ送付してください。(3 請求方法を参照)

請求書は任意様式で構いませんが、金額の根拠となる加算項目等 (独自加算を含
む) を記載した明細書類を添付してください。

2 支払いスケジュールについて

原則、毎月3回、「8」のつく日にお支払いとなります。

「8」のつく日が、「土・日・祝日」の場合は前営業日が支払日です。

※支払い処理のタイミングによっては、ご請求からお支払いまでに1か月程度期間を
要する可能性があります。

(裏面へ続く)

【HP 掲載用】

3 請求方法 請求書類（初回のみ口座情報を含む）を以下の宛先まで送付ください。

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地 保育課 運営指導係

（封筒の表面に「給付費請求書在中」と記載してください。）

なお、本市では、請求書（押印省略）をメールにて送付いただくことも可能です。メールでの送付をご希望される場合は、以下の【担当】へご連絡ください。

4 独自加算の取り扱いについて

原則、各市の要綱等に沿ってお支払いいたします。

ただし、お支払いは教育・保育にかかる部分のみとし、保護者が実費負担する部分に関する（給食費等）独自加算についてはお支払いをいたしません。

5 留意事項

・原則、市町村間の管外（広域）協議が完了後のお支払いといたします。

（1号認定児童は本市での認定決定後のお支払いとなります。）

事情により、協議完了前のお支払いとなる場合であっても、保護者からの協議書類の提出が確認できない場合はお支払いいたしかねますので、あらかじめご承知おきください。

・複数月分の請求書をまとめて送付いただいても構いません。

・保育園が前月分以前の請求を行う場合は、原則完了届の提出が必要です。参考様式は上記ホームページに掲載しておりますので、請求書と併せて送付してください。

（認定こども園や小規模保育事業所等は業務完了届をご提出いただく必要はありません。）

【担当】

我孫子市子ども部保育課
運営指導係

TEL:04-7185-1490